租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 5） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 17）
		②	上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。
				《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
				《関係条項》 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3 所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8
5	担当部局			農林水産省新事業・食品産業部企画グループ 農林水産省農産局技術普及課 農林水産省畜産局企画課 農林水産省経営局金融調整課 林野庁林政部経営課 水産庁漁政部水産経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯			平成 10 年度「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 ﾄﾝ以上→3.5 ﾄﾝ以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延

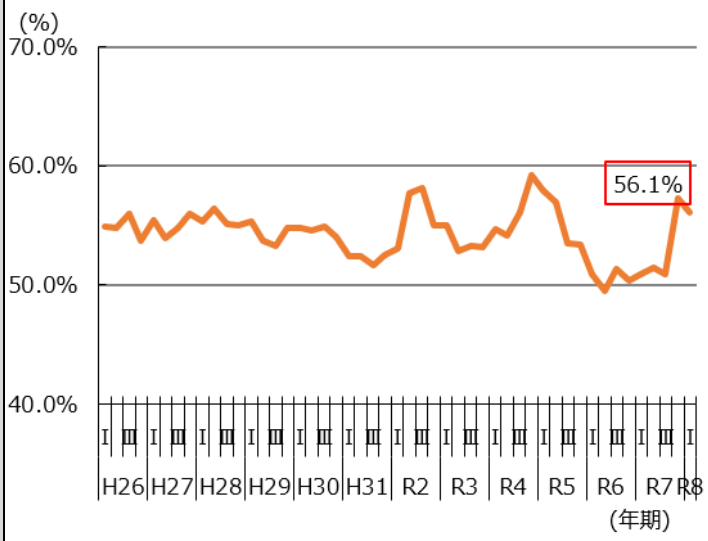
				長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和 3 年度 2 年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和 7 年度 2 年間の延長(令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長)
8	適用又は延長期間			令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。
				《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ Ⅰ－1 我が国の食料供給 Ⅰ－3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ≪政策分野≫ Ⅰ-② 食料自給力の確保

				Ⅰ-⑬ 食品産業 Ⅱ-② 林業の持続的かつ健全な発展 Ⅱ-③ 林産物の供給及び利用の確保 Ⅲ-③ 漁村の活性化の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和 10 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②の指標を全て満たすことを目標とする。 ① 資本装備率の向上 令和 7 年度又は令和 8 年度のいずれかの 1 年間で資本装備率 23.0%向上 ② 労働生産性の向上 中小企業庁 KPI として設定した、労働生産性 5 年で 15%向上（令和7年度比として、令和8年度～令和 12 年度の 5 年間） なお、税制の延長期間の最終年度において達成すべき目標値を令和 7 年度（2025 年度）比で令和 10 年度までに 9%向上と設定する。 なお、今般新たに指標を変更した理由としては、旧指標は設備投資行動を測るアウトプットに近い指標であったが、政策目的である「生産性向上・経営基盤強化」を直接測定するには限界があった。一方、新指標は政策目的そのものを測定するアウトカム指標であるとしたため、指標を変更した。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により、事業者は特別償却又は税額控除による税負担の軽減を受けることができるため、設備投資に伴う資金負担が軽減される。 これにより、中小企業者等による生産性向上に資する設備投資が促進され、従業員一人当たりの設備装備の充実や設備の高度化が図られる。 その結果、資本装備率の向上を通じて労働生産性が向上し、中小企業の成長力及び競争力の強化につながる。 さらに、中小企業者等の成長を通じて地域経済の活性化や雇用の維持・拡大に寄与することから、本措置は政策目的である中小企業者等の設備投資促進及び成長の底上げに資するものである。
10	有効性等	①	適用数	○実績 特別償却 令和 3 年度：23,133 件 令和 4 年度：21,339 件 令和 5 年度：20,853 件 令和 6 年度：20,696 件 令和 7 年度：20,758 件 税額控除 令和 3 年度：28,630 件 令和 4 年度：29,254 件 令和 5 年度：31,180 件

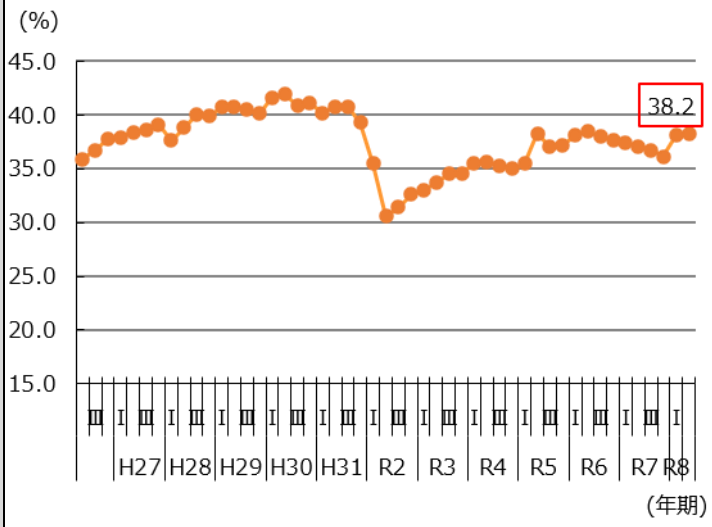
			令和 6 年度：33,782 件 令和 7 年度：33,883 件 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 〇見込み 特別償却 令和 8 年度：20,820 件 令和 9 年度：20,883 件 令和 10 年度：20,945 件 税額控除 令和 8 年度：33,985 件 令和 9 年度：34,087 件 令和 10 年度：34,189 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 5 年度から令和 7 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、0.3%。今後、令和 6 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出（端数は四捨五入）> 令和 4 年度：16.9% 令和 5 年度：17.2%（前年比　0.3%ポイント） 令和 6 年度：17.1%（前年比　-0.1%ポイント） 令和 7 年度：17.8%（前年比　0.7%ポイント） 平均　0.3%ポイント
			【算定根拠】 上記記載の通り。
		② 適用額	〇実績 特別償却 令和 3 年度：1,934 億円 令和 4 年度：1,814 億円 令和 5 年度：1,914 億円 令和 6 年度：1,987 億円 令和 7 年度：1,993 億円 税額控除 令和 3 年度：186 億円 令和 4 年度：189 億円 令和 5 年度：211 億円 令和 6 年度：239 億円 令和 7 年度：240 億円

			（出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 〇見込み 特別償却 令和 8 年度：1,999 億円 令和 9 年度：2,005 億円 令和 10 年度：2,011 億円 税額控除 令和 8 年度：241 億円 令和 9 年度：241 億円 令和 10 年度：242 億円 上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算出。
			【算定根拠】 上記記載の通り。
		③ 減収額	〇実績 ●法人税 特別償却 令和 3 年度：315 億円 令和 4 年度：274 億円 令和 5 年度：304 億円 令和 6 年度：327 億円 令和 7 年度：328 億円 税額控除 令和 3 年度：186 億円 令和 4 年度：189 億円 令和 5 年度：211 億円 令和 6 年度：239 億円 令和 7 年度：240 億円 出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績集計） ※令和 7 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和 3 年度：22 億円 令和 4 年度：19 億円 令和 5 年度：21 億円 令和 6 年度：23 億円 令和 7 年度 23 億円

				税額控除 令和 3 年度:13 億円 令和 4 年度:13 億円 令和 5 年度:15 億円 令和 6 年度:16 億円 令和 7 年度:17 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:52 億円 令和 5 年度:55 億円 令和 6 年度:57 億円 令和 7 年度:60 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税所得割の標準税率(7%)を乗じて法人事業税の減収見込額を算出し、当該法人事業税減収額に特別法人事業税率(37%)を乗じて算出した減収見込額を加算して算出。 〇見込み ●法人税 特別償却 令和 8 年度:329 億円 令和 9 年度:330 億円 令和 10 年度:331 億円 税額控除 令和 8 年度:241 億円 令和 9 年度:241 億円 令和 10 年度:242 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 8 年度:23 億円 令和 9 年度:23 億円 令和 10 年度:23 億円 税額控除 令和 8 年度:17 億円 令和 9 年度:17 億円 令和 10 年度:17 億円 ※実績と同様に算出。

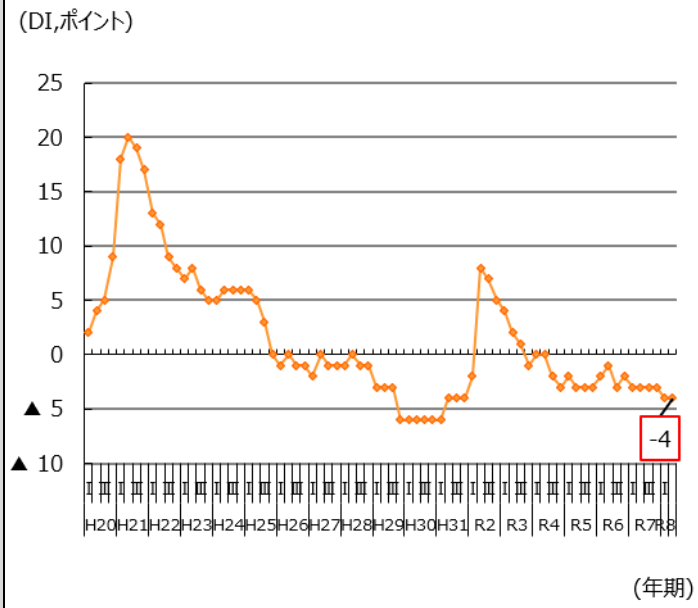
		●法人事業税 特別償却 令和 8 年度：62 億円 令和 9 年度：64 億円 令和 10 年度：67 億円 ※実績と同様に算出。
		【算定根拠】 上記記載の通り
	④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 前回評価書で設定した、①設備投資対キャッシュフロー比率の向上（80%超）、②設備投資実施企業割合の向上（30%超）及び③生産・営業用設備 DI（±5pt））の実現状況については、設備投資対キャッシュフロー比率については 50%台で推移しており未達であったが、設備投資実施企業割合については 38%付近に推移しており達成している。また、生産・営業用設備 DI についても▲4pt となっており達成が確認された。 一方で、人手不足や物価高等の影響が継続していることから、中小企業者等の設備投資環境はいまだ十分に改善したとは言えず、引き続き設備投資を後押しする必要がある。 ① 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率  資料：財務省「法人企業統計調査季報」 （注） ここでいう中小企業とは、資本金 1 千万円以上 1 億円未満の企業とする。 キャッシュフローは経常利益×0.5＋減価償却費で計算している。

② 設備投資実施割合



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

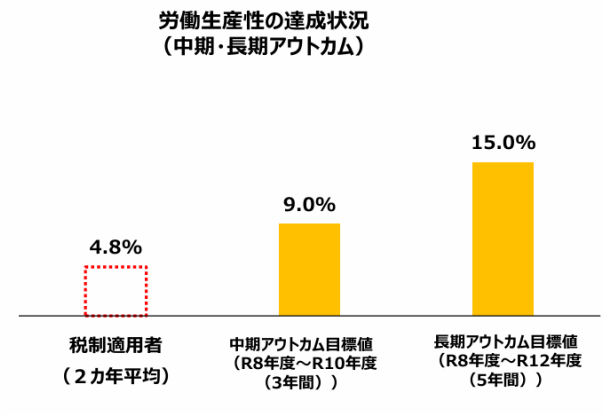
③ 生産・営業用設備 DI



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金 2,000 万円以上 1 億円未満の企業とする。
(注)2.生産・営業用設備 DI は、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置は、中小企業者等による設備投資を促進し、資本装備率の向上を通じて生産性向上を図るものである。実際に、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上

				率は 23.0%であり、非適用企業の 10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は 2 カ年平均で 4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 　他方で、中小企業全体の労働生産性については、政府目標である3年間で9%、5年間で 15%の向上に向けて更なる改善が必要であり、人手不足や金利のある経済への対応が求められる中、本措置を通じて、生産性向上設備への投資を促進し、資本装備率の向上を通じて労働者一人当たりの付加価値創出能力を高めることで、労働生産性の向上を引き続き図る必要がある。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】  （出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。 ※１　資本装備率＝有形固定資産／従業員数 ※２　労働生産性＝付加価値額／従業員数 ※３　付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課 ※４　資本装備率の向上率は、令和５年度に中小企業投資促進税制を適用した者の資本装備率の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和４年度の向上率を算出して、その２カ年平均としている。（令和５年度：N=332、令和４年度：N=375） ※５　労働生産性の向上率は※４の資本装備率の向上率と同様の方法で算出している。（令和５年度：N=332、令和４年度：N=375）
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 　本特例措置は、令和 6 年度適用件数として、54,478 件の活用がされている税制であり、多くの中小企業者の経営基盤を下支えする重要な税制であると言える。
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は、中小企業者等の設備投資を促進し、生産性向上を図るためのものである。税制適用企業では資本装備率の向上が確認されるなど一定の政策効果が認められており、中小企業の経営基盤の強化を通じた経済活性化の観点から、税収減は是認されるものと解する。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 　加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するた

				め、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 　また、補助金等の予算措置は予算額の制約から対象事業者や対象設備が限定されるほか、公募・審査を要するため迅速な投資判断への対応が困難な場合がある。一方、本措置は要件を満たす中小企業者等が広く活用可能であり、事業者が自らの経営判断に基づき設備投資を実施する際の税負担を軽減することで、幅広い設備投資を促し、企業の行動変容を後押しすることができる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%））を利用できる税制となっている。 　本税制と中小企業経営強化税制との違いは、本特例措置と同様に中小企業の生産性向上を目的としているものの、租税特別措置は最終的な政策目的のみならず、対象設備や適用要件等を通じて異なる投資行動を促すものである。 　中小企業経営強化税制は、経営力向上計画の認定等を前提として、生産性向上に資する設備への重点的な投資やより成長志向の強い設備に対して措置する制度である一方、本特例措置は、より幅広い設備投資を対象として中小企業全体の設備投資促進を通じて経営基盤を強化していく税制である。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 6 年 8 月